

日銀市第50号
2024年3月19日

金融調節等入札連絡事務についての

日銀ネット利用先

御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、本年3月18日、19日の金融政策決定会合において「補完当座
預金制度基本要領」の一部改正等を決定したことに伴い、標題規程の一部を別紙の
とおり改正し、本年3月21日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」
中一部改正

- 第1編1. を横線のとおり改める。

1. 用語の定義等

本利用細則は、下表に掲げる取引（以下「金融調節等取引」といいます。）の入札、応募および募入決定の通知等の事務（以下「金融調節等入札連絡事務」といいます。）について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用を認められた金融機関等店舗が、日銀ネットを利用して金融調節等入札連絡事務を行う場合に使用します。

日本銀行が行う取引	希望利回較差を入札に付して行う売戻条件を付さない利付国債の買入（以下「日銀国債買入（利回り入札）」といいます。）
	基準利回りに日本銀行が金融市場調節の方針（ <u>国債買入れにかかる方針を含みます。</u> ）を踏まえて売買のつど国債の銘柄ごとに定める値を加えて得た利回りにより行う売戻条件を付さない利付国債の買入（以下「日銀国債買入（固定利回り）」といいます。）
	略（不変）
略（不変）	

以下略（不変）